

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「実施機関」という。）が令和 5 年（2023 年）10 月 13 日付け令 5 山病総第 885 号で行った公文書開示請求の部分開示決定（別表の「処分の内容」欄に掲げる「部分開示決定」のこと。以下「本件処分」という。）を取り消し、本件処分において特定した公文書（同表の「公文書の名称」欄に掲げる「調査報告書」のこと。以下「本件公文書」という。）の記載内容を精査した上で、改めて開示・不開示の判断を行い決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和 5 年（2023 年）9 月 26 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、別表の「請求内容」欄に掲げる内容の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、別表の「公文書の名称」欄に掲げる各公文書を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和 5 年（2023 年）10 月 13 日付けで、別表の「処分の内容」欄に掲げる各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年（2023 年）11 月 9 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との決裁を求めるものである。

2 審査請求の理由（審査請求書 抜粋）

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書 抜粋）

（省略）

第5 主張書面又は資料の提出の求め

当審査会の調査審議の参考とするため、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第4項の規定により、令和7年(2025年)6月26日付けで実施機関に対し、以下の質問事項に関する主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出を求めたところ、令和7年（2025年）7月10日付けで提出があった。

（1）審査会からの質問事項

ア 質問1

審査請求人の「〇〇大学に対する情報開示請求により入手した医療事故調査報告書では、患者や病院職員が特定されない範囲で殆どの情報が開示されているので、機構の調査報告書も同様に開示されるべきである」という趣旨の主張に対して、本件処分事案と当該〇〇事案の比較を踏まえた実施機関としての具体的な主張（弁明）

イ 質問2

令和5年9月25日に行った記者会見で公表した具体的な内容及び当該公表した内容と同等の情報について本件処分で不開示としている場合はその理由

（2）実施機関の主張書面等による回答

ア 上記質問1に対する回答

開示請求に係る公文書に記録されている情報が、不開示情報に該当するか否かは、個別の開示請求に基づいて個別の公文書ごとに、実施機関が独立して個別具体的に判断するものであることから、当該主張は理由がないものである。

本件処分事案と当該〇〇事案の公文書を比較すると、本件処分事案は「地方独立行政法人山口県立病院機構における医療事故公表基準」に照らすと、個別公表ではなく包括公表の対象となり、医療事故項目別の年間件数を病院機構HPで公表すれば足りるものである。一方、当該〇〇事案は、〇〇大学医学部附属病院における医療事故等の公表に係る内規上は、個別公表の対象とされている。

後者の文書は、公開することを前提としているため、患者のプライバシーに係る配慮や、患者が特定及び識別されないための個人情報の保護を意識して作成されているのに対し、前者の文書は、公開することを前提としていないため、これらを十分に意識して作成しているとは言い難いものであり、両者の文書の性質は大きく異なる。

さらに、実施機関の山口県立総合医療センターと〇〇大学医学部附属病院は、別人格を有する独立した法人であることから、医療事故調査報告書を同様に開示することは妥当でない。

イ 上記質問2に対する回答

令和5年9月25日に山口県立総合医療センターが行った記者会見で公表した具体的な内容は、審査請求人が公文書開示請求書に添付した資料（TBS NEWS DIG）のとおりである。

また、記者会見は医療事故調査報告書を基に説明を行ったことから、同等の情報に係る公文書を保有していない。

第6 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、山口県立総合医療センターにおいて、同院の医療安全管理マニュアルに基づき、同院の医療安全管理委員会・委員長（病院長）が必要と認めた事例について、臨床経過の把握、原因の究明および再発防止の提言を行うことを目的として設置している医療過誤・事故対策本部会議が実施した調査を基に作成された医療事故に関する調査報告書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとされ、これは、生前に本号により不開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当ではないためとされている。

一方で、次の本号ただし書のイからハに掲げる情報に該当する場合は、例外的に開示するものと定めている。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

これは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示することを定めたものである。

3 本件処分の妥当性について

審査会がインカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、表紙、各項目の表記及び一部の項目に係る具体的な記載内容の一部などを開示しているが、本件公文書の全体のうちの大半の部分については、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして不開示としているため、当該不開示とされた情報の本号の該当性を以下のとおり検討する。

まず、不開示とした情報は、医療事故に係る特定患者の病名、病状、受診日、治療内容、既往歴、死因、家族等に関する情報であり、特定患者の生命・身体等に直接かかわる極めて機微な個人に関する情報であることが認められ、かかる情報は、その流通については記載されている本人がコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意を得ることなく第三者に流通させることは適切ではないと解されるところ、仮に氏名等は秘匿され個人識別性がない状態の場合であっても、公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断されることから、この点に関しては実施機関の主張は妥当性を有するものと認められる。

しかしながら、審査請求人が本件請求時に添付した本件公文書に係る医療事故に関する実施機関による記者会見に関する報道記事によれば、実施機関は、医療事故について報道機関に対して記者会見を実施し、患者の年齢、性別、病名等の患者に関する情報や医療事故に関する情報（投薬ミスに関すること等）を説明して公表していることが認められる。この点に関し、第5（2）イのとおり、実施機関は記者会見において本件公文書を基に説明を行ったことを認めている。

そして、条例第7条第1号イでは、個人に関する情報の不開示の例外として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報は開示することが規定されており、「実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」などがその具体例として挙げられる。

この点に関し、第5（2）アで実施機関が主張するところ、本件公文書自体は公開することを前提として作成したものではないにせよ、現に実施機関が報道機関に対して記者会見を実施した結果、公衆の間に医療事故に関する情報が広く認知される状況が形成され、これにより特定の個人が識別されるおそれがあり、また特定の個人を識別することができない場合であっても、なお個人の権利利益を害するおそれが生じる可能性があることが否定できないが、それにもかかわらず実施機関が記者会見で当該情報を公表したことは、実施機関は広く公衆に知らせる必要性等を考慮して行われたものと推認され、また記者会見で医療事故に関する情報を公表するに際しては、患者

本人やその家族等の了承を得る等、プライバシーに十分配慮した対応が社会通念上求められることが認められる。いずれにせよ、実施機関が本件公文書を基に記者会見で公表した情報に相当する部分は、公表を目的とした情報であると解され、したがって、本件公文書において不開示とされた情報のうち、記者会見で公表された情報に相当する部分については、特段の事情がない限りその秘匿性が失われるものと判断され、条例第7条第1号イに該当し、開示すべきである。

なお、過去に報道等により公表された事実があっても、時の経過により、限られた少数の者しか知り得る状態にない場合などは、開示する情報に該当しない場合も考えられるが、本件請求日は記者会見の翌日であり、記者会見の内容が一般的に世間に認知されている状況であったことが認められる。

以上の点を踏まえ、第5（1）イのとおり、当審査会は記者会見で公表された具体的な内容に関して実施機関に説明を求めたものの、第5（2）イのとおり、実施機関は「審査請求人が公文書開示請求書に添付した資料のとおり」と回答するに留まり、記者会見で公表された内容について、審査請求人が本件請求時に添付した記事以上のことは示されなかったことから、帰するところ、記者会見で公表した内容を最も的確に把握しているのは他ならぬ実施機関であるため、実施機関は、本件公文書について、記者会見で公表した情報に相当する部分に関し、改めて精査した上で、開示・不開示について慎重に判断すべきである。

4 その他

審査請求人は、〇〇大学医学部附属病院に対する別途の開示請求により取得した医療事故調査報告書（以下「〇〇報告書」という。）において、患者及び病院職員が特定されない範囲で大部分が開示されていることを根拠として、本件公文書も同様に開示されるべきであると主張しているが、確かに、審査請求人が本件請求時に添付した〇〇報告書を確認するに、その大部分が開示されていることが認められる。

しかしながら、本件公文書の開示・不開示の判断は、あくまで実施機関が本県の条例の規定に基づき行うものであり、その判断が他自治体の開示に関する判断に拘束されるものではない。したがって、〇〇報告書において大部分が開示されている事実をもって、本件公文書も同様の開示を求める審査請求人の主張は首肯できない。

5 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表

請求内容	公文書の名称	処分の 内 容	決定通知書の日付 及び文書番号
1. 別紙の医療事故（以下、当該事故）に関する次の文書。 ①調査報告書 ②当該事故を公表した理由が分かる文書 ③当該事故の公表の方法が病院長らによる記者会見である理由、及び、記者会見に至った経緯が分かる文書 ④マスメディア等からの質問に対する想定問答 （※別紙として、令和5年9月25日に実施機関が行った医療事故に関する記者会見について掲載された報道記事を添付） 2. 山口県立病院機構で起きた医療事故や不祥事、非違行為、懲戒処分、その他不適切な事案等の公表基準（公表方法含む）に関する文書	医療事故に関する公表基準	開 示 決 定	令和5年10月13日 令5山病本第144号
	調査報告書	部分開示 決 定	令和5年10月13日 令5山病総第885号
	※上記以外の公文書は存在しない	不開示 決 定	令和5年10月13日 令5山病本第145号 令和5年10月13日 令5山病総第886号

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和6年	2月	22日	実施機関から諮問を受けた。	
令和7年	2月	27日	事案の審議を行った。	
令和7年	5月	22日	事案の審議を行った。	
令和7年	6月	26日	実施機関に主張書面等の提出を求めた。	
令和7年	7月	10日	実施機関から主張書面等の提出を受けた。	
令和7年	7月	16日	実施機関から提出された主張書面等の写しを審査請求人に送付した。	
令和7年	7月	29日	事案の審議を行った。	
令和7年	10月	7日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年10月7日現在)